

「人権」は、すべての人が
生まれたときからもっていて、
その人がその人らしく生きるために
大切にし(され)なければならない
ものです。

宇部市は、一人ひとりの「人権」が
守られるまちをつくることを
目指します。

しかし、世の中では、
子どもや高齢者へのいじめや
インターネット上で
人を傷つける書き込みなど、
いろいろな問題が起きています。
一人ひとりの「人権」が守られる
まちをつくるためには、
問題について学び、解決しようとする
気持ちが大切だと考えています。
宇部市はこれまでもいろいろな
施策を行ってきましたが、
改めて「宇部市のルール」となる
条例をつくり、今後も、新たに生じる
問題もあわせて、その解決を目指した
取組みを進めていきます。

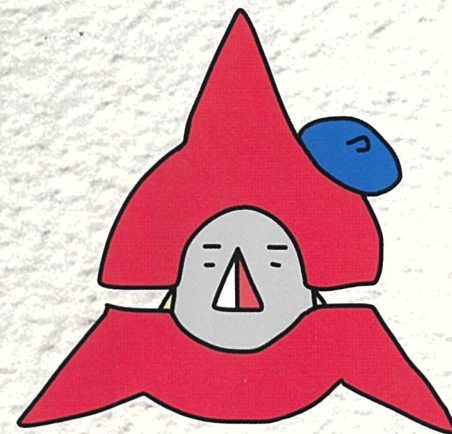
令和7年10月制定・施行

宇部市 人権尊重の まちづくり 条例



UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

一人ひとりの人権が
大切にされるまちへ



【つくった人】

宇部市人権・男女共同参画推進課

でんわ 0836-34-8308

メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市教育委員会 人権教育課

でんわ 0836-34-8620

メール jinkenkyouiku@city.ube.yamaguchi.jp

普段の生活の中で、相手の気持ちを傷つける言葉や態度をとらないよう、お互いが気をつけましょう!!

- 年齢を理由に偏見をもったり差別をしたりしない



- 性別や性的指向、性自認を理由に偏見をもったり差別をしたりしない



- 障がいを理由に偏見をもったり差別をしたりしない



- 外国にルーツがあることを理由に偏見をもったり差別をしたりしない



- 学校や地域等においていじめをしない



- ハラスメントをしない



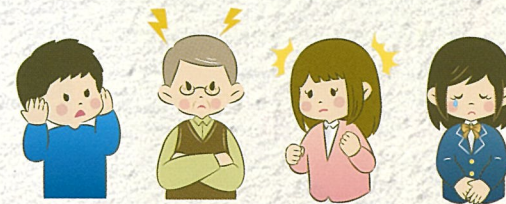
- SNS やインターネットにおいていじめをしない



- 家庭において虐待をしない



人権を侵害されたと思ったら…



**ひとりで悩まずに、
まずは相談してみよう!!**

【相談先】

宇部市人権・男女共同参画推進課
電話番号 0836 (34) 8308

ご相談いただいた内容に応じて、適切な相談先をご案内いたします。

市ウェブサイト「人権相談窓口一覧表」を掲載しています。

〈アクセス方法〉

- ① 市ウェブサイトの「ウェブ番号検索」にて「1014247」を入力
- ② 2次元コードを読み取る



条例は、みんなで守るルール・やくそくです。 宇部市で過ごすみなさんの大切な「人権」を守るために、 条例があることを忘れないでください。

第1条(目的)

自分や一緒にいる人がしあわせになるために、お互いが思いやりのある行動や言葉を心がけ、宇部市で過ごす人は次の約束を守りましょう。
「ひどいことをしない」、「差別をしない」、「いじめをしない」、「思いこみで決めつけない」、「悪口を言わない」
「(あなたとあなたの周りの人の「しあわせ」のための「やくそく」を加えてください)」



第2条(定義)

この条例の対象は、「市民等」として、宇部市に「住んでいる人」だけでなく、通勤・通学などで一時的に宇部市に滞在する人も対象としています。また、「事業者」として、宇部市で事業活動を行う個人、法人その他の団体についても対象としています。

- (1) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障がいその他の事由を理由とする差別をいう。
- (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をいう。

第6条(市民等の役割)、第7条(事業者の役割)

宇部市で暮らす人も、宇部市で過ごす人も、宇部市で働く人も、「人権」を大切にす
気持ちを強くもち、みなさんの「人権」が守られるまちになるよう共に学び続けま
しょう。

第8条(人権教育及び人権啓発の推進)

宇部市は、人権について学ぶため学習会や講演会
といった学びの機会の提供や学びのための支援を
行います。



第2条 別図

人権問題

- 人権に関する問題
- ・人権に関する社会的な課題
- ・国際的な人権に関する問題

人権侵害行為

- 他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む)
- ・いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷、セクハラ、DV、パワハラ、体罰
 - ・対象者の同意のない人種等の属性についての情報収集等
 - ・本人の同意のない属性の暴露 など ※なお、これらの行為は、「不当な差別」に該当することもあり得る

不当な差別

- ・人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であること、その他の属性を事由とする不当な区別、取扱い
- ・不当な差別的取扱い⇒正当な理由のない特定の人種等の属性を理由とするサービスの提供拒否 など
- ・不当な差別的言動⇒特定の人種等の属性を理由とする誹謗中傷、ヘイトスピーチ など

全条文
相談窓口
はこちら

